

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第49条の規定に基づき、航空自衛隊第1術科学校組織規則を次のように定める。

昭和34年 5 月15日

防衛庁長官 伊能 繁次郎

|    |              |              |               |              |
|----|--------------|--------------|---------------|--------------|
| 改正 | 昭和34年12月17日  | 航空自衛隊訓令第18号  | 昭和59年 4 月11日  | 航空自衛隊訓令第17号  |
|    | 昭和36年 2 月20日 | 防衛庁訓令第 7 号   | 昭和60年 4 月 6 日 | 航空自衛隊訓令第20号  |
|    | 昭和36年 7 月15日 | 航空自衛隊訓令第 5 号 | 昭和62年 5 月21日  | 航空自衛隊訓令第23号  |
|    | 昭和37年 9 月22日 | 航空自衛隊訓令第 6 号 | 平成元年 3 月15日   | 航空自衛隊訓令第12号  |
|    | 昭和38年12月 5 日 | 航空自衛隊訓令第 3 号 | 平成11年 3 月26日  | 航空自衛隊訓令第 7 号 |
|    | 昭和39年12月 1 日 | 航空自衛隊訓令第 8 号 | 平成26年 7 月31日  | 防衛省訓令第61号    |
|    | 昭和47年 5 月10日 | 航空自衛隊訓令第15号  | 令和 2 年 3 月25日 | 防衛省訓令第14号    |
|    | 昭和47年10月 3 日 | 航空自衛隊訓令第32号  |               |              |
|    | 昭和53年 2 月21日 | 航空自衛隊訓令第 6 号 |               |              |

## 航空自衛隊第1術科学校組織規則

（校長）

第1条 航空自衛隊第1術科学校（以下「学校」という。）の校長は、空将補をもって充てる。

（副校長）

第2条 学校に、副校長1人を置く。

（内部組織）

第3条 学校に、次の2課、5部及び1隊を置く。

総務課

教務課

第1教育部

第2教育部

第3教育部

第4教育部

整備部

学生隊

（総務課の事務）

第4条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公印の保管に関する事。
- (2) 公文書の接受、発送、編集及び保存に関する事。
- (3) 文書の審査及び進達に関する事。
- (4) 組織及び定員に関する事。
- (5) 人事に関する事。
- (6) 学校に勤務する隊員の教育訓練に関する事（教務課の所掌に属するものを除く。）。

- (7) 記録及び統計に関すること（教務課の所掌に属するものを除く。）。
- (8) 地上安全に関すること。
- (9) 秘密保全に関すること。
- (10) 教務課、各部及び学生隊との連絡に関すること。
- (11) 広報に関すること。
- (12) 損失補償及び損害賠償に関すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、教務課、各部及び学生隊の所掌に属しない事項に関すること。

（教務課の事務）

第5条 教務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 業務計画の作成及びその実施の調整に関すること。
- (2) 学校に入校している隊員（以下「学生」という。）の教育訓練（以下「教育訓練」という。）の計画に関すること。
- (3) 教育訓練に必要な記録及び統計に関すること。
- (4) 教育訓練に必要な図書その他教材に関すること。
- (5) 教育訓練に関する調査研究に関すること。

（第1教育部）

第6条 第1教育部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 主として航空機の整備及び補給に関する基礎的な知識及び技能並びに整備業務の指揮及び管理、航空機の一般整備（飛行前後の点検、定期検査その他航空機一般の整備をいう。第12条において同じ。）、航空機搭載レーダー及び航空機搭載誘導武器の運用等並びに教育技術に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練（学生隊の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (2) 車両に関する基礎的な知識及び技能並びに整備業務の指揮及び管理に必要な知識及び技能を習得させるための教育訓練（幹部自衛官及び幹部候補者に対するものに限る。）に関すること。

（第2教育部）

第7条 第2教育部においては、主として航空機の特殊整備（特定の装置又は系統の専門的整備をいう。第13条において同じ。）、その関連装備品及び支援器材、航空機搭載レーダー器材、航空機搭載誘導武器並びに航空機搭載火器等の整備及び補給並びに工作技術に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練（学生隊の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（第3教育部）

第8条 第3教育部においては、主としてレーダーの運用等並びにレーダー器材及び自動警戒管制器材等の整備及び補給に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練（第1教育部、第2教育部及び学生隊の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（第4教育部）

第9条 第4教育部においては、主として誘導武器及び火器の運用等並びに誘導武器及び火器等の整備及び補給に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練（第1教育部、第2教育部及び学生隊の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（整備部の分課）

第10条 整備部に、次の6課を置く。

計 画 課

第1 航空機整備課  
第2 航空機整備課  
第3 航空機整備課  
地上電子整備課  
高射整備課  
(計画課の事務)

第11条 計画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 整備及び補給の計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、整備部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(第1 航空機整備課の事務)

第12条 第1 航空機整備課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 教育訓練に必要な航空機の管理に関すること。
- (2) 教育訓練に必要な航空機の一般整備に関すること。

(第2 航空機整備課の事務)

第13条 第2 航空機整備課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 教育訓練に必要な航空機(航空機搭載通信機器を除く。)の特殊整備並びにその関連装備品及び支援器材(地上訓練機を除く。)の整備及び管理に関すること。
- (2) 機能部品の試験装置及び試運転台の整備及び管理に関すること(第3 航空機整備課の所掌に属するものを除く。)

(第3 航空機整備課の事務)

第14条 第3 航空機整備課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 教育訓練に必要な航空機搭載レーダー器材、航空機搭載誘導武器、航空機搭載火器等、航空機搭載通信機器及び地上訓練機(以下この条において「航空機搭載レーダー器材等」という。)の整備及び管理に関すること。
- (2) 航空機搭載レーダー器材等の機能部品の試験装置の整備及び管理に関すること。

(地上電子整備課の事務)

第15条 地上電子整備課においては、教育訓練に必要なレーダー器材及び自動警戒管制器材等の整備及び管理に関する事務(第3 航空機整備課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(高射整備課の事務)

第16条 高射整備課においては、教育訓練に必要な誘導武器及び火器等の整備及び管理に関する事務(第3 航空機整備課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(学生隊の事務)

第17条 学生隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生の訓育、体育及び教練に関すること。
- (2) 学生の指導及び規律に関すること。
- (3) 学生の人事に関すること。

(部長、課長及び学生隊長)

第18条 部に部長を、課に課長を、学生隊に学生隊長を置く。

2 総務課長、教務課長、部長又は学生隊長は、校長の命を受け、それぞれ課務、部務又は隊務を掌理する。

3 部の課長は、部長の命を受け、課務を掌理する。

(委任規定)

第19条 この訓令に定めるもののほか、学校の内部組織に関し必要な事項は、校長が定め、航空幕僚長に報告するものとする。

附 則

1 この訓令は、昭和34年6月1日から施行する。

2 航空自衛隊整備学校組織規則（昭和30年航空自衛隊訓令第5号）は、廃止する。

附 則（昭和34年12月17日航空自衛隊訓令第18号）

この訓令は、昭和35年1月11日から施行する。

附 則（昭和36年2月20日防衛庁訓令第7号）

この訓令は、昭和36年3月1日から施行する。

附 則（昭和36年7月15日航空自衛隊訓令第5号）

この訓令は、昭和36年7月15日から施行する。

附 則（昭和37年9月22日航空自衛隊訓令第6号）

この訓令は、昭和37年11月1日から施行する。

附 則（昭和38年12月5日航空自衛隊訓令第3号）

この訓令は、昭和38年12月16日から施行する。

附 則（昭和39年12月1日航空自衛隊訓令第8号）

この訓令は、昭和39年12月1日から施行する。〔後略〕

附 則（昭和47年5月10日航空自衛隊訓令第15号）

この訓令は、昭和47年5月15日から施行する、

附 則（昭和47年10月3日航空自衛隊訓令第32号）

この訓令は、昭和47年10月11日から施行する。

附 則（昭和53年2月21日航空自衛隊訓令第6号）

この訓令は、昭和53年3月31日から施行する。

附 則（昭和59年4月11日航空自衛隊訓令第17号）

この訓令は、昭和59年4月11日から施行する。

附 則（昭和60年4月6日航空自衛隊訓令第20号）

この訓令は、昭和60年4月6日から施行する。

附 則（昭和62年5月21日航空自衛隊訓令第23号）

この訓令は、昭和62年5月21日から施行する。

附 則（平成元年3月15日航空自衛隊訓令第12号）

この訓令は、平成元年3月16日から施行する。

附 則（平成11年3月26日航空自衛隊訓令第7号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月31日防衛省訓令第61号）

この訓令は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日防衛省訓令第14号）

この訓令は、令和2年3月26日から施行する。